

# 農林土木委託業務特記仕様書

## (共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県県土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## (共通仕様書の変更・追加事項)

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

## (共通仕様書の読み替え)

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## (ウィークリースタンス)

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
  - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

## (用地調査等共通仕様書の読み替え)

- 第5条** 「用地調査等共通仕様書」の第1条第1項中「徳島県県土整備部」とあるのは「徳島県農林水産部」と、第2条第3号中「第7条第1項」とあるのは「第9条第1項」と、同条第4号中「第29条第2項」とあるのは「第32条第2項」と、同条第5号中「第8条第1項」とあるのは「第10条第1項」と、同条第6号中「第9条」とあるのは「第11条第1項」と、第4条第1号中「徳島県公共測量作業規程」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程」と、第11条の2第1項中「第6条第1項」とあるのは「第7条第1項」と、第18条第4項中「第38条」とあるのは「第41条」と、第44条第1項中「徳島県公共測量作業規程第407条」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程第468条」と、第45条第3項中「徳島県公共測量作業規程第351条」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程第414条」と、第49条第3号中「徳島県公共測量作業規程第408条」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程第469条」と、それぞれ読み替えるものとする。

## (業務実績データの作成及び登録)

- 第6条** 受注者は、委託料が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、業務契約時、途中変更時、業務完了時、データの訂正時毎に登録用の「業務実績データ」を

作成し、登録機関（一財）日本建設情報総合センター）が発行する「登録のための確認のお願い」を監督員に提出して内容の確認を受けた後、次の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(1) 契約時は、業務契約後10日以内（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

(2) 途中変更時は、契約変更後10日以内（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

(3) 完了時は、業務完了後10日以内

(4) 訂正時は、適宜とする。

2 実績登録完了後、登録機関が発行する「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出し登録内容の確認を受けなければならない。

3 途中変更時については、委託料、履行期間、管理技術者の変更があった場合に登録を行うものとする。

なお、変更登録に当たっては、全ての登録項目について変更登録時点のデータに変更する。

4 契約変更により、委託料が100万円以上となった場合は、その時点で業務内容を「業務契約時」又は「業務完了時」として登録するものとする。

5 契約変更により委託料が100万円未満となった場合は、その時点で登録を削除するものとする。

6 変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

#### （履行報告）

**第7条** 受注者は、履行状況を所定の様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに監督員に提出しなければならない。

#### （貸与書類）

**第8条** 貸与する書類は、以下のとおり。

- 1 貸与資料：「H18阿耕 中山間 那賀川西部 実施設計2業務（排水路楠根町②）」成果報告書

#### （本業務の作業項目）

**第9条** 本業務における作業項目は、別紙のとおりとする。

【排水路設計作業項目内訳表】 《実施設計》 設計延長L=290m(うち修正設計L=130m)

作業項目	作業内容	作業項目
1 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。 (補足説明) 路線計画設計(実施)時及び基本設計時に実施した現地調査結果の確認を行う。	○
2 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○
3 設計計画	詳細実測資料に基づき水理構造条件を決定する。	○
3-1 基本条件の検討	(補足説明) 貸与資料、現地調査等から指示する基本条件を 1/500 地形図(実測図)で検討し決定する。	
3-2 排水路タイプ及び断面形状の検討	水路タイプ及び実施断面の詳細を決定する。 (補足説明) 路線計画設計(実施)で決定する路線の排水路形式について、現地調査結果及び1/500 地形図(実測図)から水路タイプ(擁壁形護岸、ライニング形護岸、無ライニング形等)及び断面形(矩形、台形の場合は柵工形等)を検討して決定する。なお、全体計画路線における排水位高により水路タイプに対応する断面形を決定する。	○
4 水理検討		○
4-1 水理計算	実施断面により各種損失水頭の計算及び実施断面の水理計算を行う。 (補足説明) 前項で決定する実施断面による必要な損失水頭を計算により求め、実施断面に対する粗度係数及び路線計画設計で決定する勾配等から Manning 公式により水理計算を行って断面形の適否を検討する。排水路の流れが不等流の場合は排水計算を行うものとする。	
4-2 水理縦断面図作成	詳細な水理縦断面図を作成する。 (補足説明) 水理計算結果に基づいた設計水位、水路底標高の縦断面図を作成する。(1/500)	—
5 構造計算	各実施断面についての詳細な構造計算を行う。 (補足説明) 実施断面形の変化及び荷重の変化に対応する断面を対象に構造計算(安定計算、応力計算)を行う。	○
6 構造図作成	全断面の構造一般図及び構造配筋図、鉄筋加工図、バレル割図、ドレーン等詳細図を作成する。 (補足説明) 詳細図とは、施工上必要な基礎工及び箱抜等を記入する図面を言う。	○
7 附帯構造物	各構造物の詳細計算及び工法を決定する。 (補足説明) 路線計画設計(実施)で決定する各附帯施設について水理計算又は構造計算を実施して形式、寸法及び構造を決定するとともに施工法について検討して決定する。	○
8 平面縦断面図作成	平面縦断面図に全タイプの位置及び断面の表示、タイプ区分、安全施設、管理施設等を記入する。 (補足説明) 縮尺の標準は、縦 1/100, 横 1/500 とし測点間隔は 50m又は 100mとする。	○
9 土工図作成	土工横断面図、施工法区分(単価区分)毎の切盛土量、法面保護工長等を記入する。 (補足説明) 流用土、搬出土(捨土)、搬入土(購入土)等が算定できる図面を作成する。	○
10 数量計算	工区毎、施工法区分毎、タイプ毎のコンクリート、附帯工材料、仮設工材料等の詳細な数量計算を行う。 (補足説明) 数量計算運用規定に基づいて、数量計算を行う。	○
11 施工計画	土工計画、仮設備その他施工順序、方法、工程計画を作成する。 (補足説明) 施工基本方針の検討、土木計画、コンクリート打設計画、工事用道路計画、仮排水計画、仮土留計画、全体工程計画等を作成する。	○
12 特記仕様書作成	工事实施に必要な特記仕様書を作成する。 (補足説明) 既施工地区における特記仕様書を参考に本業務について、工事实施のための必要な特記仕様書を作成する。	—
13 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
14 総合検討	前項までの作業について総合的に検討し、工事实施のための点検を行う。 (補足説明) 前項までの作業について総合的に検討し、工事实施に当たり必要なコメントを付記する。	—

【排水路設計作業項目内訳表】 《実施設計》 設計延長L=290m(うち修正設計L=130m)

作業項目	作業内容	作業項目
15 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
16 点検とりまとめ	成果資料の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。	○